

長期収載品（後発医薬品のある先発医薬品（昭和42年9月30日以前の薬事法（現行の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号））の規定による製造の承認がされた医薬品であって、価格差のある後発医薬品があるもの（いわゆる「準先発品」を含む。）をいう。）の薬価から、当該長期収載品の後発医薬品の最高薬価を控除して得た価格に2分の1を乗じて得た価格を用いて診療報酬の算定の例により算定した点数に10円を乗じて得た金額に100分の110を乗じて得た額